

指定短期入所生活介護

重要事項説明書

社 会 福 祉 法 人 博 寿 会
短期入所生活介護事業 おおすみ苑

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定第4676300157号)

当事業所は利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

☆☆☆☆☆☆ 目 次 ☆☆☆☆☆☆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	9
同意書	11
重要事項説明書付属文書	12

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 博寿会
(2) 法人所在地 鹿児島県曾於市大隅町月野1045番地
(3) 電話番号 099-482-3488
(4) 代表者氏名 理事長 大迫 信博
(5) 設立年月 平成15年8月14日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成16年10月29日指定
鹿児島県第4676300157号
※当事業所は特別養護老人ホームおおすみ苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 事業所は在宅で生活する要介護老人の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、またはその家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る為に、一時的に居宅において生活を営むのに支障がある人を対象に適切な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 指定居宅介護支援事業所 おおすみ苑
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県曾於市大隅町月野1045番地
- (5) 電話番号 099-482-3488
- (6) FAX 番号 099-482-1655
- (7) ホームページ <http://hakuiyukai-kaboshima.jp/>
- (8) 事業所長(管理者) 氏名 土橋 義治
- (9) 事業所の運営方針
- 1 施設は、短期入所生活介護を実施するにあたり、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者が有する能力に応じ、利用者の自立支援と、日常生活の充実に資するように努めるものとする。
 - 2 利用者については、短期入所生活介護計画を作成し、利用者の機能訓練及びその利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行うように努めるものとする。
 - 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (10) 開設年月日 平成16年11月1日

(11) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～土 8:30～17:30

(10) 利用定員 4人

3. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備を用意しています。利用される居室は、全て一人部屋ですが、他の居室の利用を希望される場合は、その旨を申し出ください。(但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況により希望に沿えない場合もあります。)

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可決を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議の上決定するものとします。

☆居室に関する特記事項 (トイレは各ユニットの居室内に5箇所、ユニット内に2箇所ずつあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
居室 (一人部屋)	80室	10室×5ユニット 12室×2ユニット
居室 (ショート専用)	4室	
計	84室	
台所	8室	ショートを含む
共同生活室	8室	ショートを含む
浴室	5室	個浴
浴室	2室	特殊浴槽
医務室	1室	
地域交流スペース	2ホール	
介護・看護ステーション	1室	

☆利用に当たって別途利用料金を負担いただく施設・設備

個人スペースとしては居室及びユニット部分に相当します。

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、利用の際は、利用者に別途利用料金を負担していただきます。

4・職員の配置状況

当事業所では、利用者に対しては指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 副施設長	1名	1名
3. 事務長	1名	1名
4. 事務職員	2名	1名
5. 生活相談員	1名以上	1名
6. 介護職員	27名以上	27名
7. 看護職員	3名以上	2名
8. 介護支援専門員	1名以上	1名
9. 医師	（非）1名	（非）1名
10. 管理栄養士	1名	1名
11. 調理員	4名	4名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週火・木曜日 13:00～17:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早出 7:00～16:00 2名
	平番 9:00～18:00 3名
	遅出 11:00～20:00 2名
	夜間 17:00～10:00 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	日中 7:00～16:00 2名
	日中 11:00～20:00 2名

5・当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

介護サービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険より給付されます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

①食事の提供に要する費用

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）の負担となります。

②居住に要する費用（居住費）

当施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり光熱水費相当額及び室料（建物設備費減価償却費等）を、負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日当たり）の負担となります。

<サービスの概要>

① 食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。又、適宜栄養相談にも応じます。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事可能時間）

朝食7：30より 昼食12：00～13：30 夕食18：00～20：00

②入浴

- ・入浴はできるかぎり利用者の意向に応じた入浴を支援するとともに、心身の状況により原則として週2回以上の入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を利用して入浴する事ができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の心身の状況に応じて、日常生活の様々な場面において残存機能の活用を図ると共に、併せてリハビリ専門職等により展開される訓練器具を用いたリハビリを実施しそれらが相互に効果的に作用し、残存機能の維持、活用、寝たきり状態防止へと繋がるよう援助します。

⑤送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からの利用の場合は、交通費実費を負担していただきます。

⑥健康管理

- ・医師、看護職員が健康管理を行います。

⑦その他（自立への支援）

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・より家庭に近い環境の下、できるかぎりこれまでの生活習慣を尊重した介護を提供します。
- ・清潔で快適な生活が送れて、適切な整容が行われるように援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第8条参照）

下記の利用表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービス利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

（1）サービス利用料金

〈別紙1・2・3〉の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担：介護保険負担割合証に基づく1割、2割、3割のサービス利用料金の負担）に、居住費、食事を加えた額を事業所に支払うものとします。（※別紙1、別紙2、別紙3を参照）

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険より払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します

☆利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①②参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 居住費（滞在費）

別紙1・2・3の料金表記載

② 食事の提供（食費）

別紙1・2・3の料金表記載

③ 髪・美容

理髪サービス

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回当たり実費払い

美容サービス

月1回、美容師の主張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回当たり実費払い

④ レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代金の実費をいただきます。

	全体行事	ユニット行事
4月		お花見
5月		節句・母の日
6月		父の日
7月	七夕交流会	
8月	夏祭り・盆法要	
9月	敬老の日の祝賀会	
10月		
11月		紅葉見学
12月	餅つき	クリスマス
1月		お正月
2月		節分
3月		ひな祭り

上記のほか誕生会を各ユニットで検討します。

☆クラブ活動

書道、茶道、華道等（材料代等の実費をいただきます。）

⑤ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるもの（個人の嗜好に基づくもの）にかかる費用を負担していただきます。

⑦ 利用者持ち込みのテレビ等の家電に関わる電気代

利用料金：家電製品1品につき：1日当たり 30円

おむつ代は、介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）（3）の料金・費用は、サービス利用終了時に、利用期間分の合計金額をお支払いください。

金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：鹿児島銀行、JAそお鹿児島、鹿児島相互信用金庫 鹿児島県信用組合 鹿児島信用金庫
--

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- ・利用予定期間の前に、契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事ができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ・利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

1. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

職名 生活相談員 森岡 純次

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを事務室横に設置しています。

○ 第三者委員 和田 六雄 0986-76-2538
 新穂 レイ子 099-482-0594

(2) 行政機関その他苦情受付機関

曾於市保険課介護保険係	所在地	曾於市末吉町二之方1980
	電話番号	0986-76-1111
	F A X	0986-76-1122
	受付時間	8：30～17：00
曾於地区介護保険組合	所在地	曾於市有明町野井倉8276番地1
	電話番号	099-471-6545
	F A X	0994-77-1901
	受付時間	8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地	鹿児島市鴨池新町7番5号
	電話番号	099-206-1024
	F A X	099-206-1068
	受付時間	8：30～17：00
鹿児島県社会福祉協議会 「福祉サービス運営 適正化委員会」	所在地	鹿児島市鴨池新町1番7号
	電話番号	099-257-2200
	F A X	099-251-6779

	受付時間	8:30~17:00
鹿児島県介護国保課	所在地	鹿児島市鴨池新町10番1号
	電話番号	099-286-2674
	F A X	099-286-5552
	受付時間	8:30~17:00

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造陸屋根
(2) 建物の延べ床面積 3,248.60㎡
(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]平成16年10月29日 指定鹿児島県4676300157号定員50名

[居宅介護支援事業]平成16年10月29日 指定鹿児島県4676300165号

[指定通所介護事業]平成17年1月19日 指定鹿児島県4676300181号定員20名

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員	利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 2名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
生活相談員	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 1名の生活相談員を配置しています。
看護職員	主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の看護、介護等も行います。 2名看護職員を配置しています。
介護支援専門員	利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。 1名の介護支援専門員を配置しています。
医師	利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 1名の非常勤医師を配置しています。
管理栄養士	栄養並びに利用者の身体の状況及び思考を考慮した食事を提供します。又適宜、栄養の相談にも応じております。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第3条参照）

利用者に対する具体的なサービス内容やサービスの提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する。「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

①当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、利用者及びその家族等に対して説明、同意を得た上で決定します。

③短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認、変更の必要のある場合には、利用者及びその家族と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。

④短期入所生活介護計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条参照）

当事業所は、利用者に対してサービスの提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認をします。
- ③利用者について提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及び施設職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、利用者に緊急を要し医療上必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所の利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

日常生活上必要とされるもののうち介護上必要なものは、原則持ち込みをお願いします。ただし、日常生活上必要とされるもの、持ち込むことが妥当と考えられるもの以外の持ち込みを制限します。詳細については、職員にお尋ねください。

(2) 施設・設備の利用上の注意（契約書第13条参照）

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取る事ができるものとします。但し、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事はできません。

(3) 面会及び宿泊

面会時間 9：00～21：00

※ 来訪者は、必ずその都度面会者名簿に記帳してください。

※ なお、来訪される場合は、ペット等の動物、危険物の持ち込みはご遠慮ください。場合によっては面会をお断りすることがあります。

※ 宿泊をご希望の際は、前日までに申し出ください。

(4) 喫煙

施設内での喫煙については、所定のスペースでお願い致します。居室での喫煙については、利用者の心身状態に併せ、相談の上決定させていただきます。

(5) サービス利用中の医療の提供について

嘱託医師等が受診の必要があると判断した場合、利用者はそれに従い必要な措置を講じるものとします。

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	財部記念病院
所在地	鹿児島県曾於市財部町南俣3619-1
診療科	内科

医療機関の名称	曾於郡医師会立病院
所在地	鹿児島県曾於市大隅町月野894
診療科	内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	中原歯科医院 中原正和
所在地	鹿児島県志布志市松山町新橋230

6. 損害賠償について（契約書第16条、第17条参照）

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結契約期間満了の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し込みがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) 契約の終了に伴う援助（契約書第9条参照）

契約が終了する場合には、事業者にご契約者の心身の状況、置かれている状況環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

(2) 利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解除することができます。その場には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約、解除しうることができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意ができない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者は「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくは職員が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意に又は過失により利用者の身体・財物・信用を傷つけ、又は、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(3) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(4) 極度額の設定

○施設利用料金の24か月分相当について

施設利用料金は要介護度5、負担割合1割、第4段階以上を基準とする。（※別紙1参照）

1月当たりの施設利用料金136,700円×24ヵ月=3,300,000円（万単位を四捨五入）

○極度額算定根拠資料

国土交通省「極度額に関する参考資料」（平成30年3月30日国土交通省住宅局住宅総合整備課）賃料4万円～8万円未満の物件の損害額、400万円以下100%（損害最高額346万円）を参考値とする。